

## 不動産取引 IT化

# 国交省が社会実験

## ウェブで「重要事項説明」



重要事項説明の前に宅建士証を提示する（日本財託提供）

摘もある。

重要事項説明のIT化が解禁

国土交通省は不動産取引のIT化に向けた社会実験を31日に始める。テレビ会議などのシステムを使い、賃貸アパートへの入居など不動産契約時に欠かせない「重要事項説明」をウェブ上で可能にする試み。2017年1月末まで実施する。これまで、重要事項説明は宅地建物取引主任者が実地で対面するのが原則だった。不動産取引の形が変わる大きな一步となりそうだ。

実験には法人間の売買契約も対象に246社が参加する。宅地建物取引主任者が取引相手とウェブ上で対面して主任者証を提示し、重要事項説明のほか、物件の画像や図面を使つて必要なことを伝え

る。電子署名の仕組みを使った書面の交付も試される予定だ。

特に賃貸契約の場合、気に入った物件があればすぐにでも契約を済ませたいもの。特に賃貸契約の場合、気に入った物件があればすぐにでも契約を済ませたいもの。特に賃貸契約の場合、気に入った物件があればすぐにでも契約を済ませたいもの。

原則は1952年の宅地建物取引業法の施行以来、段階的に強化されてきた。そもそも戦後間もないころの「荒っぽい」取引を規制する形が想定されてい

減る。特に高齢者や障害者にとって店舗に足を運ぶ回数が減らせる利点は大きい。

一般的に重要な事項説明のための店舗来店は土曜日に集中する。ウェブ上で済ませられれば平日に分散でき宅地建物取引主任者の負担減にもつながる。「そもそも不動産業者が店舗を構える必要がなくなり、参入障壁が下がくなつた面もある。

相次いでいる。

IT系事業者の参入が予定。成功裏に進めば前倒しで終了し、本格的な運用に入る意向も示している。

明のための店舗来店は土曜日に集中する。ウェブ上で済ませられれば平日に分散でき宅地建物取引主任者の負担減にもつながる。「そもそも不動産業者が店舗を構える必要がなくなり、参入障壁が下がくなつた面もある。

一般的に重要な事項説明のための店舗来店は土曜日に集中する。ウェブ上で済ませられれば平日に分散でき宅地建物取引主任者の負担減にもつながる。「そもそも不動産業者が店舗を構える必要がなくなり、参入障壁が下がくなつた面もある。

IT系事業者の参入が予定。成功裏に進めば前倒しで終了し、本格的な運用に入る意向も示している。